

# 薩摩川内市空家等対策計画



令和8年3月改定

薩摩川内市 建設部 建築住宅課





## 目 次

はじめに	1
1. 計画策定の背景と目的	
2. 本計画の位置づけ	
3. 空家政策の基本目標	
第1章 計画の概要	4
1. 計画期間	
2. 対象地区	
3. 対象とする空家等の種類	
4. 空家等に関する対策に関する基本的な方針	
第2章 空家等の調査に関する事項	5
1. 現状と課題	
2. 空家等データベースの作成と運用	
第3章 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項	7
第4章 空家等及び空家等の跡地の活用の促進に関する事項	8
1. 空家等の活用の促進	
2. 空家等の跡地の活用の促進	
第5章 特定空家等に対する措置及びその他の空家等への対処に関する事項	8
1. 特定空家等、管理不全空家等の定義	
2. 特定空家等に対する措置を講ずるに際して必要な調査	
3. 特定空家等の判断基準と措置の内容	
4. その他の空家等への対処	
第6章 空家に関する施策の展開及び目標値	12
1. 施策展開	
2. 目標値	
第7章 空家等に関する対策の実施体制	15
1. 薩摩川内市空家等対策協議会の設置	
2. 薩摩川内市空家等対策推進委員会（庁内連絡会議）の設置	
3. 空家等対策に係る役割及び住民等からの空家等に関する相談への体制	

## はじめに

### 1 計画策定の背景と目的

近年、急激に進行する人口減少や少子高齢化、社会的ニーズの変化及び産業構造の変化などを背景に、全国的に空家が増加し、空家が及ぼす影響は多岐にわたり、大きな社会問題として顕在化してきています。

とりわけ、空家になったにもかかわらず適切な管理が行われなまま放置されている状態の空家は、老朽化等による倒壊や放火などによる火災、不法投棄による公衆衛生の悪化など、防災・防犯・安全・環境・景観保全等の面で市民生活に悪影響を及ぼすことが懸念されており、早急な対策の実施が求められています。

国は、この空家問題の抜本的な解決策として平成27年2月26日に「空家等対策の推進に関する特別措置法」（平成26年法律第127号）を施行し、空家等について、各自治体に立入調査等の権限を付与し、所有者に修繕や撤去などの勧告、命令を行えるほか、最終的に行政代執行による撤去もできることを決めました。同年5月には、これを完全施行し、国・県・市町村、所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）それぞれの責務を定め、空家等対策を総合的に推進していくこととしています。さらに、令和5年6月14日には、倒壊等の危険がある空家等の除却等の促進にとどまらず、空家等の適切な管理の確保やその活用拡大に向けて、空家等対策の総合的な強化を図るため、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）が公布され、同年12月13日から、同法による改正後の空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「特措法」という。）が施行されることになりました。

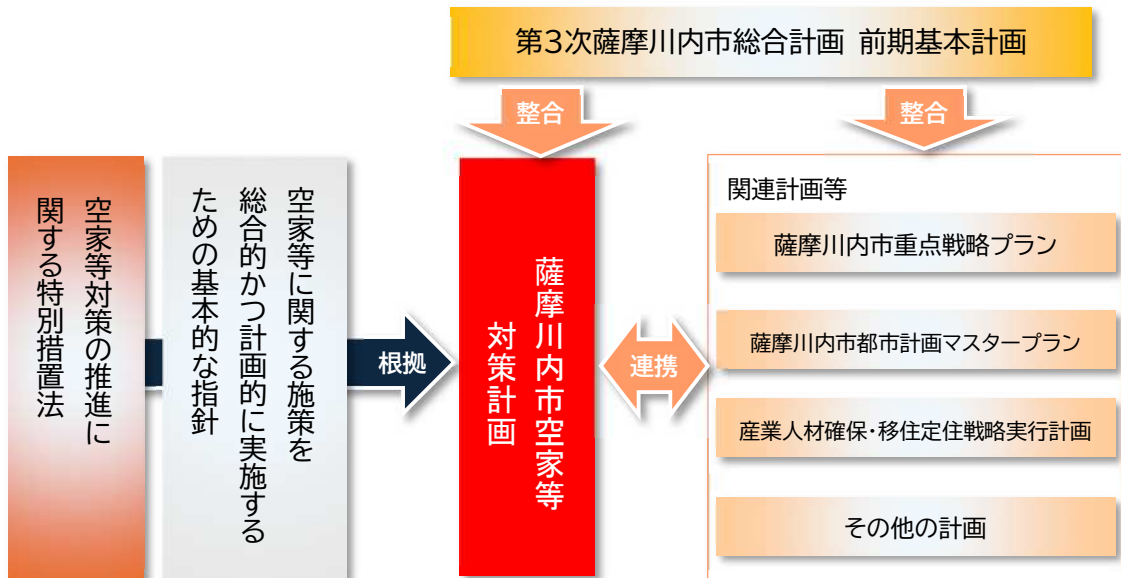
本市においては、平成27年9月30日に「薩摩川内市空家等対策の推進に関する条例」（以下「空家等対策条例」という。）を施行し、平成28年度から薩摩川内市空家等対策計画に基づき、空家等の適正管理や利活用の促進等に取り組んできており、引き続き、市民の生命、身体又は財産の保護及び生活環境の保全を図るとともに、空家等の活用を促進し、もって安全・安心なまちづくりを推進していきます。

## 2 本計画の位置づけ

本計画は、特措法第4条及び第7条の規定に基づき、空家等に関する問題について、今後5年間を見据えた本市が取り組むべき対策の方向性等について、基本的な考え方を示したものであり、本市の空家政策の基礎となるものです。

なお、第3次薩摩川内市総合計画前期基本計画と整合を図りながら本市の空き家政策の総合的な実施を推進します。

図表 1：【本計画の位置づけ】



### SDGsの基本目標

#### 11 住み続けられるまちづくりを



本市は、2029ビジョン（2029年の姿）に、「市内の建築物等が適正に管理され、市民が安全・安心に暮らしている。」姿を掲げ、健全な居住環境維持に向けた空家政策の充実を施策方針にしています。

### 3 空家政策の基本目標

本計画は、本市における空家の現状と課題を踏まえ、特措法第7条第1項に基づき、基本指針に則して、空家対策を総合的かつ計画的に実施するために策定するものです。本市は、以下の空き家対策の基本目標を掲げ、市内の空き家について適正管理と活用に関する問題を解決するための効果的な取り組みを実施します。

#### **基本目標1：安全・安心が守られ、災害に強いまちづくり**

特定空家等は、建物倒壊や火災発生など地域住民への危険性が懸念されるため、空家等の適切な管理を推進し、除去を推進することにより、市民が安全・安心に暮らし、災害に強いまちづくりを目指します。

#### **基本目標2：良好な環境で快適に暮らせるまちづくり**

特定空家等は、周辺環境への悪影響の長期化が懸念され、多くの問題を生み出し、問題も多岐に渡ることから、その発生を未然に防止することで良好な住環境を維持し、市民が快適に暮らせるまちづくりを目指します。

#### **基本目標3：空家等の有効活用による活気あるまちづくり**

市が空家等の情報を管理し、相談体制を整備することにより、適切な管理、利活用の促進等につなげ、活気あるまちづくりを目指します。なお、薩摩川内市伝統的建造物群保存条例に基づく伝統的建造物群保存地区内の空家等については同条例を優先するなど、地域的な特性や不動産事情に配慮します。

## 第1章 計画の概要

### 1 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化や国・県の動向、本市における空家等の状況等を踏まえ、必要に応じて計画内容を見直します。

### 2 対象地区

本計画の対象地区は、薩摩川内市内全域とします。

### 3 対象とする空家等の種類

本計画の対象とする空家等の種類は、特措法で定める「空家等」、「管理不全空家等」及び「特定空家等」をはじめ、継続して使用目的のない建築物やその敷地を対象とします。

なお、共同住宅や長屋で、1棟のうち一部の住戸のみが空室となっているものについては、本計画の対象としないこととします。

#### ○空家等（特措法第2条第1項）

建築物又はこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除きます。

### 4 空家等に関する対策に関する基本的な方針

(1) 特措法第5条で規定されるように、空家等の管理は、所有者又は管理者（以下、「所有者等」という。）が自らの責任により適切に管理することを明確化し、また、個人の財産であることを前提としたものとします。

(2) この所有者等の管理責任の原則を踏まえ、周辺への悪影響が大きい空家等については、市が所有者等に対して助言・指導などの必要な措置又は対処を行うこととします。

(3) 空家問題が地域にもたらす影響の大きさを踏まえ、地域の魅力や活力の維持のため、行政だけでなく、地域と協働して空家対策を進めていきます。

## 第2章 空家等の調査に関する事項

### 1 現状と課題

#### (1) 空家等実態調査及び所有者等の意向調査の概要

本市では、令和6年度に空家等実態調査及び所有者等の意向調査（以下、「実態調査等」という。）を実施しました。この実態調査等は、国が示した「地方公共団体における空家調査の手引き」に準拠し、「住宅・土地当家調査」の空家の定義により公道からの外観調査を行ったものです。

図表 2：【総務省住宅・土地統計調査における空き家の定義】

■居住世帯のない住宅のうち空家の定義			
居住世帯のない住宅の分類		住宅の種類	
一時現在のみの住宅		昼間だけ使用しているとか、何人かの人が交代で寝泊まりしているなど、そこにふだん居住している者が一人もいない住宅	
空き家	二次的住宅	別荘	週末や休暇に避暑・避寒・保養などの目的で使用される住宅で、ふだんは人が住んでいない住宅
		その他	ふだん住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなったときに寝泊まりするなど、たまに寝泊まりしている人がいる住宅
	賃貸用の住宅	新築・中古を問わず、賃貸のために空き家になっている住宅	
	売却用の住宅	新築・中古を問わず、売却のために空き家になっている住宅	
	その他の住宅	上記以外の人が住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など（注：空き家の区分の判断が困難な住宅を含む）	
建築中の住宅		住宅として建築中のもので、棟上げは終わっているが、戸締まりができるまでにはなっていないもの	

参考：平成20年住宅・土地統計調査 調査の概要/<http://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2008/2.htm#3>

#### (2) 実態調査等の結果

実態調査等から、地域別の空家数とA～Dの外観不良による建物の不良度（老朽度・危険度）ランク別の棟数は表3～6のとおりとなりました。今後は、この調査結果から得られた本市の現状と課題をもとにした効果的な施策を展開します。

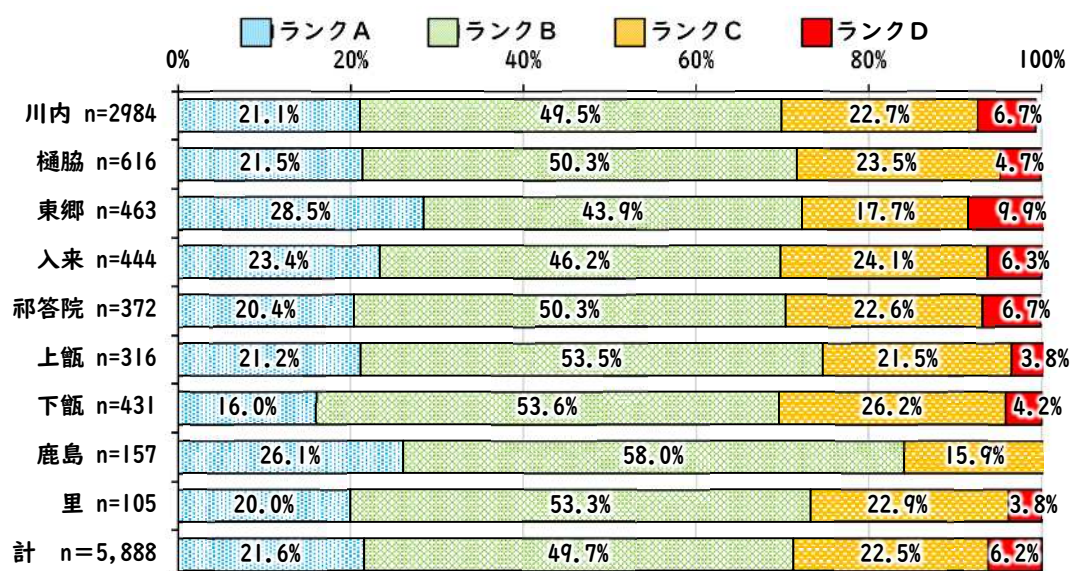
図表 3：【令和6年度空家等実態調査結果一覧表（地域別）】

川内	2, 984戸	里	105戸
樋脇	616戸	上甑	316戸
入来	444戸	下甑	431戸
東郷	463戸	鹿島	157戸
祁答院	372戸	総数	5, 888戸

図表 4：【空家の外観不良による分類の目安】

不良度 ランク	不良度判定内容	空家等	
		件数	割合
A	管理に特段問題はなく、現況で利用可能	1,271 件	21.6%
B	管理は行き届いていないが、比較的小規模な修繕で利用可能	2,928 件	49.7%
C	倒壊の可能性はないが、現況での利用は支障あり	1,326 件	22.5%
D	倒壊の可能性があるなど、現況での利用は困難	363 件	6.2%
空家等総数		5,888 件	100%

図表 5：【空き家の外観不良による分類（地域別）】



図表 6：【令和 6 年度実態調査等結果に係る総括表】

地区名	ランク A		ランク B		ランク C		ランク D		総計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
川内	629	21.1%	1,476	49.5%	678	22.7%	201	6.7%	2,984	100.0%
樋脇	132	21.5%	310	50.3%	145	23.5%	29	4.7%	616	100.0%
東郷	132	28.5%	203	43.9%	82	17.7%	46	9.9%	463	100.0%
入来	104	23.4%	205	46.2%	107	24.1%	28	6.3%	444	100.0%
祁答院	76	20.4%	187	50.3%	84	22.6%	25	6.7%	372	100.0%
上甑	67	21.2%	169	53.5%	68	21.5%	12	3.8%	316	100.0%
下甑	69	16.0%	231	53.6%	113	26.2%	18	4.2%	431	100.0%
鹿島	41	26.1%	91	58.0%	25	15.9%	0	0.0%	157	100.0%
里	21	20.0%	56	53.3%	24	22.9%	4	3.8%	105	100.0%
計	1,271	21.6%	2,928	49.7%	1,326	22.5%	363	6.2%	5,888	100.0%

## 2 空家等データベースの作成と運用

実態調査等で得られた空家等情報をデータベース化し、当該空家の推移をフォローアップしながら空家の老朽化等の程度を踏まえて、今後の空き家政策へ活用します。

空家等の所有者等を調査するためには、特措法第10条第1項において、市が固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報のうち、空家等の所有者等に関するものについては、必要な限度において調査し利用できることとされています。このほか、適正に管理されていない空家等については、建物の外観調査のほか、所有者等及び地域住民への聞き取り調査、行政資料上の調査等を踏まえ、措置及び対処を行うこととなります。

## 第3章 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

特措法第5条に規定するとおり、個人の財産である空家等の管理は、所有者等が自らの責任により適切に行うべきことが原則です。民法上も隣家や第三者が空家等を原因として被害にあった場合は、所有者等が賠償責任を負うこととなっており、所有者等に管理する義務があります。これを踏まえ、空家等が管理不全な状態になることを未然に防止するため、行政主体の事後的な対策だけでなく空家等の所有者意識の向上を図ることで、自主的な空家に対する早めの対応を促していきます。

また、実態調査等によると、アンケート回答者に占める高齢者の割合が高いことから、今後の管理水準の低下が懸念されるため、空家の所有者等と地域の関係が途切れないような取り組みを検討していきます。

### ○地域との協働

空家問題に対し住民意識の醸成を図っていくため、危険廃屋になった場合の地域への影響などを踏まえて、行政主体の予防策だけでなく、具体的な施策を行う際にも地域や住民と協働して課題を整理した上で、問題意識を共有し取り組みます。

### ○所有者等への意識啓発・情報提供による支援

居住中の維持管理の段階から、空家になった場合に備えての資産管理、空家に関する新たな制度・支援策などの積極的な情報提供などに努めます。

## 第4章 空家等及び空家等の跡地の活用の促進に関する事項

### 1 空家等の活用の促進

空家等の活用の促進については、民間事業者における空家及び空き地の売買が活発化することが第一義的となりますが、空家となつてからの経過年数が長くなるほど利活用の可能性が低下することを鑑み、空家の程度が比較的の良いものから市場への流通促進を図る必要があります。本市では、老朽化判定が良いものを優先的かつ積極的に本市の空家情報登録制度（空家バンク）への登録を働き掛ける等の市場への掘り起こしを行います。

なお、本市の空家バンクの運営に関しては、（公社）鹿児島県宅地建物取引業協会との間で協定を締結しており、専門事業者の協力を得て空家の売買・賃貸を促進する体制を構築しています。

その他、移住者向けの空き家利活用のほか、創業、あるいは地域活性化に資する事業等を希望される所有者等に対しては、その目的に応じた助成事業を制度化することで、空家利活用を活発化させる制度を充実させ、幅広い用途での空き家利活用を推進していきます。

### 2 空家等の跡地の活用の促進

空家等の跡地の活用についても、地域資源と捉え、利活用が促進されるよう必要な情報提供を行います。

## 第5章 特定空家等に対する措置及びその他の空家等への対処に関する事項

### 1 特定空家等、管理不全空家等の定義

#### ○特定空家等

「特定空家等」とは、以下の状態にあると認められる空家等をいいます。

- ア そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- イ そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ウ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- エ その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

#### ○管理不全空家等

「管理不全空家等」とは、空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空家等をいいます。

## 2 特定空家等に対する措置を講ずるに際して必要な調査

### ○ 1次判定（外観調査）

特定空家等に該当するかの判断は、1次判定として公道からの外観目視による外観調査を行います。（倒壊等のおそれが極めて高い建物は外観調査のみでも特定空家等と判断することが可能です。）

- ① 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ② 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④ その他周辺環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

### ○ 2次判定（立入調査）

- ① 建築物の構造に関する判定
  - ・ 建築物（附属する工作物を含む）の物的状態（不良度）を判定
- ② 周辺状況による悪影響の程度
  - ・ 倒壊等により周辺に影響を及ぼすおそれがあるか否かを判定

## 3 特定空家等の判断基準と措置の内容

特定空家等に対する措置は、「助言又は指導」、「勧告」、「命令」、「代執行」、及び、過失がなく必要な措置を命ぜられるべき者を確知することができないときのいわゆる「略式代執行」があります。これらの措置を講ずる際は、原則、「図表7」のフロー図により建物の外観調査のほか、所有者等及び地域住民への聞き取り調査、行政資料上の調査等を踏まえ、空家等の状態が、周辺の建築物や通行人等に対し悪影響をもたらすおそれがあるかなど、本市で別途定める判断基準（判定表）に基づき、その悪影響の程度と危険度及び緊急性について、国が示すガイドラインを参考に総合的に判断することになります。

「勧告」以降の措置については、薩摩川内市市空家等対策協議会で措置の内容等を検討することになっています。なお、毎年1月1日時点で「勧告」を受けている特定空家等及び管理不全空家等については、次年度の固定資産税に係る住宅用地特例を解除します。

### ○ 助言又は指導

特措法第22条第1項の規定に基づき、特定空家等の所有者等に対して、適切な管理のために必要な措置を講ずるよう助言・指導を行います。この助言又は指導の段階で、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう働きかけ、所有者等自らの意思による改善を促します。

#### ○勧告

助言・指導を行っても改善が見られない場合は、空家等特別措置法第22条第2項の規定に基づき、所有者等に対し、相当の猶予期限を付けて、適切な管理のために必要な措置を講ずるよう勧告を行います。

#### ○命令

ア 市長は、勧告を行っても改善が見られない場合で、著しく管理不全な状態であると認めるときは、特措法第22条第3項の規定に基づき、所有者等に対して相当の猶予期限を定めて必要な措置を講ずるよう命じます。

イ 命令を実施する場合においては、特措法第22条第4項の規定に基づき、あらかじめ、その措置を命じようとする者又はその代理人に対し、意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えます。

#### ○行政代執行

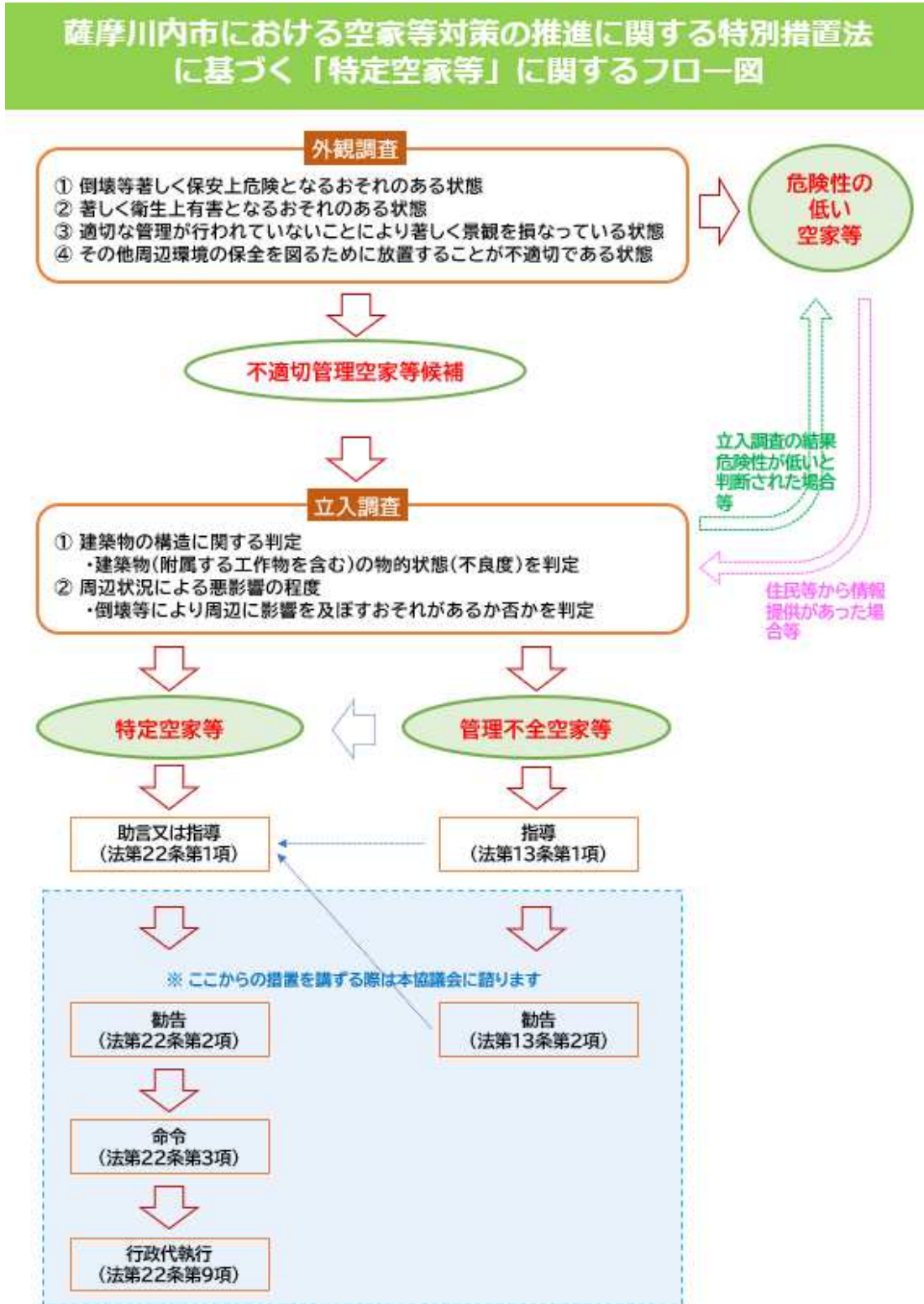
ア 市長は、命令を行っても改善が見られない場合は、特措法第22条第9項の規定に基づき、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の規定に基づき、所有者等に代わり、当該空家等の除却等必要な措置を講じます。

イ この措置に要した費用については、当該所有者等に請求します。

#### ○略式代執行

過失がなく所有者等を確認できない特定空家等について、特措法第22条第10項により、代執行を行うことができます。この場合、事前の公告等を行います。

図表 7：【特定空家等に対する措置フロー図】



※次の段階へ進む期間としては、当該特定空家等を取り巻く状況等に応じて、個別に設定します。

#### 4 その他の空家等への対処

その他の空家等についても、特措法第12条に基づき、これらの所有者等に対し、適切な管理を促進するための情報の提供、助言その他必要な援助を行います。

このほか、所有者等の状況、周辺住民への危険性かつ緊急性等を鑑み、限定的に緊急安全措置を講じることを検討します。

## 第6章 空家に関する施策の展開及び目標値

### 1 施策展開

空家の問題は、空家になってから時間の経過により程度が悪くなるにつれて解決が困難になる傾向があります。そこで、空家になる前から意識啓発を図ることと、空家になってからは適正な管理を促すとともに、空家等の管理不全の程度に応じて対策を講じていくことが必要です。

また、空家対策の多方面において民間の力を活用した効果的な施策展開を図ります。

#### (1) 未然の抑止

##### ① 地区・自治会との協働

管理不全な空家の問題は、地域において所有者等との連絡が途切れるところから進行します。空家になる前に、所有者等と地域とのつながりが継続するような働き掛けが必要となります。そこで、地域との連携が図れる仕組みづくりを検討します。

##### ② 関係機関との連携

地域密着で空家に関する活動をしている地域組織や民間団体等と積極的に連携し、空家に関する情報共有を図るなど空家対策のための活動を連携して行います。

##### ③ 高齢者サロン等における啓発活動

空家になる前に、高齢者が居住しているケースが多いことから、高齢者向けに意識啓発を図る必要があります。そこで、高齢者サロン等の高齢者が多く集う機会において啓発活動を強化します。

## (2) 適正な管理の促進

### ① 所有者等への適正な管理のための相談窓口の紹介

空家の所有者等から空家及びその敷地の管理について、相談があった場合、相談内容に応じた専門部署や専門事業者を案内しています。また、市ホームページでも周知を行っています。

○売買・賃貸…（公社）鹿児島県宅地建物取引業協会、  
（公社）全日本不動産協会鹿児島県本部

○建物診断・リフォーム…（公社）鹿児島県建築士会

○解体撤去…（一社）鹿児島県解体工事業協会、  
危険廃屋等解体撤去促進事業補助金の実績事業者

○除草・剪定…（公社）薩摩川内市シルバー人材センター

○植栽の伐採…薩摩川内造園建設業協会

### ② 空き家見守りサービス（ふるさと納税）

空家所有者等が遠方に居住していることが多いため、本市ふるさと納税のメニューで、本市の建築士資格を有する職員が空家の状態を確認し、報告するサービスを行っています。

### ③ 周知・啓発活動

市広報紙や市ホームページ、チラシ・パンフレット等の各媒体により空家の適正な管理を呼びかける周知・啓発活動を行っています。また、出前講座などで直接、地域や会合に出向いて本市の空家政策に関する情報提供を行っています。

### ④ 管理不全な空家等への相談対応

地域や隣地等に所在する管理不全な空家等への相談に対応しています。具体的には、所有者等の管理責任の原則に基づき、所有者等調査を行い、所有者等を特定のうえ、適正な管理をされるよう指導しています。

## (3) 利活用による地域振興

### ① 空家情報登録制度（空家バンク）

所有者が賃貸・売却を希望している市内の空き家情報を、市のホームページや広報などで公開し、空き家の利用を希望する方等へ紹介する制度により空家の利活用を図っています。（宅地建物取引業を営む会社が仲介を行います。）

### ② 空家バンク成約奨励金

空家バンク制度を通して成約された登録物件の所有者と利用者（市外からの転入者に限る）に対し、奨励金を交付します。

③ 空家の利活用の目的に応じた助成制度

本市では、空家の利活用の目的に応じて様々な補助制度を設けることで、空家の利活用を促進しています。

○既存住宅改修環境整備事業

所有者等の既存住宅のリフォーム

○定住住宅取得補助事業

転入者の中古住宅（空家）購入

○定住住宅リフォーム補助事業

転入者の中古住宅（空家）リフォーム

○地域移定住促進事業

空家を賃貸住宅に活用する場合のリフォーム・家財道具処分

○観光客受入施設整備促進事業

観光業等の事業に利用するための建物購入・改修等

○創業支援事業

創業し店舗または事務所等に使用する建物の改修

④ 産業人材確保・移住定住施策との連携

空家の増加原因が人口減少等を背景にしていることを鑑み、本市の産業人材確保・移住定住施策との連携を図りながら空家の解消に努めます。

(4) 解体・除却の促進

① 危険廃屋等解体撤去促進事業補助金

状態が著しく不良で、倒壊等により周辺住民等に危険を及ぼすおそれのある空家等の解体費用の一部を補助する制度を設けて危険廃屋等の解体を進めています。

② 法令等による措置及び対処

特定空家等に対し、手順を踏まえ、解体・除却に向けた指導を行います。また、最終段階として、行政代執行による除却を行うことができます。

③ 緊急安全措置

空家等対策条例第7条第1項に基づき、空家等の状態に起因して、人の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを回避するため緊急の必要があると認めるときは、これを回避するために必要な最小限度の措置を行うことができます。

(5) 民間との連携

空家対策の多方面において民間の力や特措法第14条に規定する民法の特例をはじめ、あらゆる民間手法を積極的に活用し、効果的な施策展開を図ります。

## 2 目標値

項目	令和5年度 (参考値)	令和12年度 (目標値)
空家バンク物件登録数	17件	32件
危険廃屋等解体撤去促進事業補助 金申請件数 (H26～累計数)	423件	700件

※令和12年度目標値は第3次薩摩川内市総合計画前期基本計画からの推計値です。

## 第7章 空家等に関する対策の実施体制

### 1 薩摩川内市空家等対策協議会の設置

特措法第8条の規定に基づき、市長ほか、空家等対策の有識者及び地域住民の代表者から構成される薩摩川内市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置し、本計画の変更又は実施に関する協議、特定空家等への立入調査の方針、特定空家等に対する措置の方針などに関する協議を行います。委員任期は5年間とし、現行委員の任期は令和7年度から令和11年度となっています。

### 2 薩摩川内市空家等対策推進委員会（庁内連絡会議）の設置

特定空家等の対策は多岐に渡るため、複数の専門部署間で情報共有して連携を図る必要があることから庁内連絡会議を設置し、必要に応じた協議を行う。

### 3 空家等対策に係る役割及び住民等からの空家等に関する相談体制

空家等に係る問題は多岐に渡るため、効果的な空家対策を講じるため、関係部署と連携し対応する。

図表 8：【空家等対策に関する役割・相談体制】

担当部署	役割、住民等への対応
建設部建築住宅課	空家の総合相談窓口
未来政策部コミュニティ課	地区、自治会等との連携に係る支援
市民安全部税務課	特措法第10条第1項の空家等の所有者調査に関すること ----- 所有者等への解体後の固定資産税に関する相談対応
市民安全部防災安全課	災害対策・災害時の応急措置等
市民安全部環境課	市環境美化推進条例に関すること ----- 所有者等及び地域住民へのごみの投げ込み、雑草・害虫・害獣等に関する相談対応
保健福祉部社会福祉課	災害時における空家等の被災状況に係る情報の提供
保健福祉部高齢・介護福祉課	介護施設等へ入所中の空家所有者または家族との連絡に関する連携
経済シティーセールス部産業人材確保・移住定住室	産業人材確保・移住定住実行計画に関すること ----- 産業人材・移住者への空き家の利活用促進及び情報提供
建設部都市整備課	景観保全等に関する助言
建設部道路河川課	道路法に関する道路への樹木の越境等への相談対応
水道局経営管理課	所有者等に関する開栓・閉栓等データ等の情報提供
消防局予防課	災害予防対策及び災害時の応急措置（緊急安全措置）の支援
教育委員会社会教育課	入来麓伝統的建造物群保存地区の保全及び利活用への相談対応 ----- 空家敷地内の文化財等への相談対応

このほか、建築住宅課空き家政策グループが空き家相談の総合窓口として、相談内容に応じた専門部署や専門機関を案内します。また、各団体等と連携することで空家問題の解決に努めます。